

新潟市西川総合体育館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市西川総合体育館使用料の徴収事務を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市西蒲区善光寺 3 6 9 番地 1 新潟市西川総合体育館	西蒲スポーツ振興グループ 代表団体 新潟市中央区下大川前通四ノ町 2 1 8 6 番地 愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 秀之